

埼玉県土地開発基金管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県土地開発基金条例（昭和44年埼玉県条例54号）に基づいて設置された埼玉県土地開発基金（以下「基金」という。）の管理に関し別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「用地事業特別会計」とは、埼玉県用地事業特別会計条例（昭和39年埼玉県条例第18号）に基づいて設置された特別会計をいう。
- (2) 「土地開発公社」とは、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づいて設置された埼玉県土地開発公社をいう。

(基金の運用)

第3条 基金の運用は、県土整備部長（以下「基金管理者」という。）が行う。

2 基金の運用方法は、次のとおりとする。

- (1) 土地の取得及び処分
- (2) 用地事業特別会計への貸付
- (3) 土地開発公社への貸付

(台帳)

第4条 用地課長は、土地開発基金台帳（別紙様式）を備えなければならない。

2 用地課長は、基金に増減を生じ、又はその他の異動を生じたときは、そのつど前項に規定する台帳を調整しなければならない。

(基金管理計画の策定)

第5条 用地課長は、翌年度の基金管理計画を策定し、毎年1月末までに会計管理課長に提出しなければならない。

(基金運用の利息)

第6条 用地事業特別会計への貸付金利は、貸付日の翌日から貸付金の返還日までの期間について、貸付金額に年利0.5パーセントの率を乗じて得た額とする。

- 2 土地開発公社への貸付金利息は、基金管理者が別に定める。
- 3 基金管理者は、第1項の利息を減免することができる。

(貸付金償還額)

第7条 貸付金についての用地事業特別会計及び土地開発公社からの償還額は、貸付金の額に前条に規定する利息を加算した額とする。

(収益の振り替え)

第8条 当該年度に生じた収益については、当該年度内をもって用地事業特別会計の歳入に振り替えるものとする。

(決算)

第9条 基金管理者は、毎会計年度の3月31日現在をもってその運用の状況を示す書類をつくらなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものを除くほか、基金に関し必要な事項は、基金管理者が別に定める。

附則

この要綱は、昭和44年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成3年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年8月31日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。